

岩手県警察精励章に関する訓令

(昭和58年1月1日警察本部訓令第1号)

〔沿革〕 平成6年10月警察本部訓令第18号、7年3月第2号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察精励章に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察精励章に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察精励章(以下「精励章」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授与の要件)

第2条 精励章は、次の各号に掲げる警部補(警部補相当職を含む。)以下の警察職員に対して授与する。

- (1) 警察職員として30年以上在職し、勤務成績が優秀な者
- (2) 交番及び駐在所の勤務員であつて、その勤務期間が通算して20年以上で、勤務成績が優秀な者
- (3) 警察職員として10年以上在職し、その間顕著な業績を挙げ、勤務成績が優秀な者

(授与除外者)

第3条 精励章は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する警察職員に対しては授与しない。

- (1) 前条に規定する精励章を既に授与された者
- (2) 懲戒処分を受けて1年を経過しない者
- (3) 休職中の者
- (4) その他授与することが不相当と認められる者

(授与)

第4条 精励章の授与は、毎年1回行うものとする。

(形状及び着装等)

第5条 精励章の形状及び形式は、別表のとおりとし、着装の位置等については、岩手県警察官の服制及び服装に関する訓令(昭和50年警察本部訓令第2号)第18条第7項に定めるところによる。

(返納又は着装停止)

第6条 精励章を授与された者が、懲戒免職又は著しい非行により退職するときは、これを返納させるものとし、停職以下の懲戒処分を受けたときは、事案の内容によりこれを返納させ、又は期間を定めてその着装を停止することができる。

(上申時期及び手続等)

第7条 精励章の授与に関する上申時期、手続その他この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

(岩手県警察官の服制及び服装に関する訓令の一部改正)

2 岩手県警察官の服制及び服装に関する訓令(昭和50年警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 9 日警察本部訓令第 2 号抄）

- 1 この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 岩手県警察精励章の制式

地			金	銀	
大			き	さ	
表	日	章	大	径1.6センチメートル	
			き		
			さ		
			色	金 色	
松		葉		緑 色 七 宝	
そ の 他 の 部 分			白 色 七 宝		
裏			面		
			金 色		

2 岩手県警察精励章の形式

